

社会福祉法人山際福祉会 評議員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山際福祉会定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 報酬は、評議員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (3) 費用とは職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区別するものとする。

(勤務形態に応じた報酬の区分)

第3条 評議員に対し、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 評議員 報酬

(報酬額の算定方法)

第4条 評議員に対し、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 支給の対象は、定時評議員会終結後から翌年の定時評議員会までに開催された評議員会のうち、半数以上出席した評議員とし、一律年額10,000円の報酬を支払うことができる。
- 3 任期途中で交替した評議員があった場合は、交替後から前任者の残任期間までに開催された評議員会のうち、半数以上出席した評議員に対し前条に規定した年額を支払うものとする。
- 4 当該報酬以外に、評議員会に係る支出及び出張に係る日当の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費等)

第5条 評議員が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。また、業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

- 2 旅費の支給は、次のとおりとする。
 - (1) 公共交通機関を利用した場合の旅費は、実費とする。

(2) 私用車を利用した場合の旅費は、1キロメートルあたり40円とし、走行距離に乗じて支払うものとする。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

4 法人業務による出張に伴い宿泊をする場合は、1泊あたり1万円を限度として、宿泊料の実費を支払う。

(評議員の職務証跡)

第6条 評議員の法人職務証跡は、評議員会等の記録により、確認するものとする。

2 旅費等については、旅費請求書及び支出が確認できる領収証等の提出により確認するものとする。

(支給の方法)

第7条 報酬は、提示評議員会終了後、すみやかに支給する。

2 旅費等については、請求があった都度、すみやかに支給する。

(支給の形態)

第8条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、報酬等支給に関する必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

附 則

この規程は、評議員会の承認の日（平成29年6月4日）から施行する。

この規程は、評議会の承認の日（平成31年6月23日）から施行する。

この規程は、評議会の承認の日（令和5年6月25日）から施行する。